

新型コロナウイルス感染症に係る国に対する要望事項（案）

1 総括

（1）地域の実情に応じた自由度の高い交付金制度

新たに創設される「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）」については、地域の実情に応じた対策が迅速かつ効果的に行えるよう、県の判断で柔軟に活用できる自由度の高い制度を速やかに設計するとともに必要額を確保すること。

（2）偏見・差別意識の排除の推進

医療の最前線で治療にあたる医療従事者や感染者、また、その家族等に対する偏見や差別は決して許されるものではないことから、新型コロナウイルス感染症に関する正しい情報の迅速な提供に努めるとともに、人権や風評被害の防止に配慮した対策を講じること。

2 保健福祉分野

（1）医療提供体制の確保

医療機関の人員確保や設備整備、軽症患者等が療養する宿泊施設の確保、患者の受入調整を行う調整本部の運営を迅速かつ円滑に行うため、今回の緊急経済対策で措置された交付金等について、交付決定前に着手した事業への充当や事業間の流用を可能とするなど、弾力的な運用を認めるとともに、感染状況の進展に応じ、必要な額を確保すること。

特に、医療機関においては、患者の受入れに係る過大な負担、風評被害や院内感染対策による一般診療の縮小など、経営上の課題が指摘されていることから、入院病床の確保を強力に後押しするための十分な財政措置を講じること。

（2）治療薬やワクチンの実用化

現在、感染症指定医療機関等で臨床試験を行っているアビガン等の治療薬について、治験データを早期にとりまとめ、その実用化を図ること。

また、感染の早期終息に向け、国主導の下、民間企業等とも連携して、特効薬やワクチンの早期開発及び供給体制の確立を実現すること。

(3) 医療資材の確保

マスク、ガウン、ゴーグル、手指消毒用エタノール等、必要とされる医療資材が施設等へ確実に提供されるよう、国が責任をもって調達し、供給すること。

また、感染拡大時にも安定的に確保できるよう、供給体制の抜本的な強化を図ること。

(4) 保健所の機能強化

積極的疫学調査や帰国者・接触者相談センターなど、感染拡大防止に重要な役割を担う保健所の体制強化に対して、さらなる財政的、技術的、人的支援を行うこと。

3 教育分野

(1) 学校休業中等の学習機会の確保

児童生徒1人1台の端末の配備等について、緊急経済対策に盛り込まれたところであるが、学校休業中等の児童生徒の学習機会を確保するため、確実に実施するとともに、国の緊急事態宣言を踏まえ、本県でも全ての県立学校と多くの市町村立学校で臨時休業を実施していることから、学習支援コンテンツの充実や、家庭での学習に伴う通信料負担への補填措置も講じること。また、こうした措置の対象に高校生も含めること。

(2) 教育関係行事の延期・中止等に伴う負担への対応

学校の一斉臨時休業の要請に伴う修学旅行の中止や延期に係る追加的費用への支援が緊急経済対策に盛り込まれたところであるが、国の要請を踏まえた全国一斉臨時休業に伴い延期・中止したものに限定せず、その後に実施を予定していた修学旅行も対象に含めるとともに、海外研修や校外研修についても対象とすること。また、すでにキャンセル料が発生している学校もあることから、早急に補填措置を講じること。

(3) 学校や社会教育施設等における感染症防止対策

マスク等の衛生資材を学校等に配布することが緊急経済対策に盛り込まれたところであるが、学校や社会教育施設等における感染症防止対策のため、非接触型体温計、アルコール消毒薬、マスク等を、国において安定的かつ優先的に供給するとともに、独自にそれらを調達した場合や消毒・洗浄作業を行った場合の経費について、早急に補填措置を行うこと。

また、特別支援学校のスクールバスでの感染リスク低減対策への支援について緊急経済対策に盛り込まれたところであるが、児童生徒の密集状態を緩和するためのスクールバスの増便に係る経費について、早急に補填措

置を講じるとともに、高等学校における鉄道通学時の過密状況を避けるためのスクールバスの運行も対象に含めること。

4 経済産業分野

(1) 中小企業・小規模事業者等への支援の強化

中小企業・小規模事業者及び農林漁業者に対し、民間金融機関でも無利子・無担保の融資を受けることができる制度や再起の糧とするための持続化給付金制度、収入が大幅に減少した場合の県税徴収猶予制度等の創設が緊急経済対策に盛り込まれたが、事業の継続に不安を抱える事業者に新たな支援策が一刻も早く届くよう、制度の周知や申請手続きの簡素化などを図ること。

併せて、イベントの自粛等の影響を受ける文化芸術・スポーツ関係者等への支援策を講じること。

(2) 雇用調整助成金の対象期間の延長等

助成率の引き上げ等、雇用調整助成金の特例措置のさらなる拡大が緊急経済対策に盛り込まれたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響の拡大及び長期化も見込まれることから、労働者の雇用の維持を図るため、上限額の引き上げを図るとともに、状況に応じて対象期間を延長するなど、さらなる特例を実施すること。

(3) 事業者等に対する全国統一的な支援措置

感染拡大で多大な影響を受ける観光・宿泊・飲食等の事業者に対し、緊急事態宣言の趣旨を徹底する観点からも、全国統一的な支援措置を講じること。

併せて、休業した事業者の家賃負担を軽減するため、テナントの支払を猶予する法制的措置を至急検討すること。

(4) 観光産業等への影響を踏まえた対策の実施

観光産業等を対象に、官民一体型の消費喚起キャンペーンを実施することが緊急経済対策に盛り込まれたが、その具体化にあたっては、観光需要等の喚起に効果的なものとするとともに、消費者が利用しやすく、地方への誘客につながる制度とすること。